

2017年6月23日

国立市議会議長 大和祥郎 様

提出者 重松 朋宏

” 住友 珠美

” 藤田 貴裕

賛成者 尾張美也子

” 上村 和子

### 議案の提出について

議員提出第 7 号議案

**主権者の政治参加を促進するため、国政・地方選挙における  
高額な供託金制度の見直しを求める意見書（案）**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により  
提出します。

## 主権者の政治参加を促進するため、国政・地方選挙における 高額な供託金制度の見直しを求める意見書（案）

現在、わが国で国政・地方選挙に立候補するためには、高額な供託金が必要になっています。特に国政選挙の供託金は、選挙区で300万円・比例区で600万円を要し、これは世界一高い額であり、没収点も高いことから、国政選挙への立候補の障壁はきわめて厳しくなっています。

立候補の自由に関しては、これまでの司法判断においても「選挙権の自由な行使と表裏の関係」であり、「自由かつ公正な選挙を維持する上で、極めて重要」とされています。また、「両議院の議員及びその選挙人の資格」を定めた憲法第44条でも「…社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」と書かれています。選挙への立候補にきわめて高額な供託金を必要とする制度は、こうした憲法の理念に反し、高額な費用を用意できる者以外の立候補の自由を事実上奪いかねないものと言えます。また、2009年には、高すぎる供託金の額と没収点を引き下げる法案が、衆議院解散により廃案になったものの、衆議院で可決されています。

供託金制度の目的に「泡沫候補と売名候補の排除」があげられていますが、この制度が無いか、きわめて低額の諸外国においても、「泡沫候補と売名候補」による乱立が公正な選挙を妨げるような問題は生じていません。また、わが国でも町村議会選挙は供託金が0円ですが、そうした問題は特段見られません。売名行為や混乱を防ぐための制度として、「供託金」ではなく、スイスやスウェーデンなどで導入されているように、一定数の支持者署名の提出を立候補の条件とする方法などもあります。

わが国では、去る2015年6月、若い人々の政治参加を拡大・保障するため、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立し、学校など教育現場でも主権者教育が取り入れられるようになってきました。主権者は、選挙への投票だけではなく、立候補を含めたさまざまな主権を行使する主体であり、その主権行使を阻害する可能性のある制度は検討し直す必要があります。

そこで本市議会は、国及び国会に対し、より広い市民の政治参加を促進するため、国政・地方選挙における高額な供託金制度の見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2017年6月 日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長